

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年3月31日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名

信貴良太

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	3,300,000	@275000円 × 12ヶ月 = 3,300,000円
収入合計	3,300,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	11,616	11,616	
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	48,444	48,444	
広 報 ・ 広 聴 費	863,916	863,916	
人 件 費	1,147,400	1,147,400	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,021,015	1,021,015	
支 出 合 計	3,092,391	3,092,391	

様式第14号（第7条関係）

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 信貴 良太

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
事務所・駐車場賃借	R 2. 4～ R 3. 3	主に政務の調査研究や陳情等を受ける事務所と、それに伴う駐車場として賃借した。
人件費	R 2. 4～ R 3. 3	主に来客や電話等の対応、また政務に関係する資料の作成等の業務を行う事務要員として雇用した。
新聞購読料	R 2. 4～ R 3. 3	社会情勢等の情報を得るために購読した。
チラシの配布	R 2. 7	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。
チラシの配布	R 3. 2	主に市政情報や議会活動を市民に報告するために、チラシを配布した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R2.4.3	4-1		¥9,936	-9,936	コピー機リース代	⑨	
R2.4.6	4-2		¥1,232	-11,168	コピー機使用料	⑨	
R2.4.6	4-3		¥4,382	-15,550	ゴミ代(3月分)	⑨	
R2.4.10		¥825,000		809,450	政務活動費受け入れ		
R2.4.10	4-4		¥117,600	691,850	人件費(3月分)	⑧	
R2.4.13	4-5		¥5,965	685,885	電気代(R2.3.2~R2.3.31)	⑨	
R2.4.27	4-6		6,673	679,212	電話・FAX・ネット使用料(R2.2.1~R2.2.29)	⑨	
R2.4.30	4-7		4,037	675,175	新聞代(4月分)	⑥	
月計		825,000	149,825				
累計		825,000	149,825	675,175			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				675,175			
R2.5.7	5-1		¥9,936	665,239	コピー機リース代	⑨	
R2.5.7	5-2		¥1,232	664,007	コピー機使用料	⑨	
R2.5.7	5-3		¥4,382	659,625	ゴミ代(4月分)	⑨	
R2.5.8	5-4		¥56,000	603,625	事務所・駐車場賃借料(5月分)	⑨	
R2.5.8	5-5		¥118,800	484,825	人件費(4月分)	⑧	
R2.5.9	5-6		¥1,724	483,101	クリアホルダー	⑨	
R2.5.11	5-7		¥2,390	480,711	水道代(R2.2.8~R2.4.9)	⑨	
R2.5.18	5-8		¥5,348	475,363	電気代(R2.4.1~R2.4.30)	⑨	
月計		0	199,812				
累計		825,000	349,637	475,363			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				475,363			
R2.6.8	6-1		¥1,232	474,131	コピー機使用料	⑨	
R2.6.9	6-2		¥4,037	470,094	新聞代(5月分)	⑥	
R2.6.9	6-3		¥76,800	393,294	人件費(5月分)	⑧	
R2.6.10	6-4		¥6,664	386,630	電話・FAX・ネット使用料(R2.3.1.~R2.3.31)	⑨	
R2.6.11	6-5		¥56,000	330,630	事務所・駐車場賃借料(6月分)	⑨	
R2.6.11	6-6		9,936	320,694	コピー機リース代	⑨	
R2.6.11	6-7		4,498	316,196	電気代(R2.5.1.~R2.5.31)	⑨	
R2.6.24	6-8		4,382	311,814	ゴミ代(5月分)	⑨	
R2.6.25	6-9		6,701	305,113	電話・FAX・ネット使用料(R2.4.1.~R2.4.30)	⑨	
月計		0	170,250				
累計		825,000	519,887	305,113			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				305,113			
R2.7.1	7-1		¥170,640	134,473	メール便代	⑦	
R2.7.3	7-2		¥12,144	122,329	コピー機リース代	⑨	
R2.7.7	7-3		¥4,037	118,292	産経新聞代(6月分)	⑥	
R2.7.10		¥825,000		943,292	政務活動費受け入れ		
R2.7.10	7-4		¥56,000	887,292	事務所・駐車場賃借料(7月分)	⑨	
R2.7.10	7-5		97,200	790,092	人件費(6月分)	⑧	
R2.7.10	7-6		1,552	788,540	水道代(R2.4.10~R2.6.8)	⑨	
R2.7.13	7-7		4,375	784,165	電気代(R2.6.1.~R2.6.30)	⑨	
R2.7.29	7-8		4,037	780,128	産経新聞代(7月分)	⑥	
R2.7.30	7-9		118,800	661,328	市政報告チラシ印刷代	⑦	
月計		825,000	468,785				
累計		1,650,000	988,672	661,328			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				661,328			
R2.8.5	8-1		¥4,224	657,104	ゴミ代 (6月分)	⑨	
R2.8.6	8-2		¥1,232	655,872	コピー機使用料	⑨	
R2.8.6	8-3		¥41,712	614,160	コピー機使用料 (7月引き落とし分)	⑨	
R2.8.7	8-4		¥56,000	558,160	事務所・駐車場賃借料 (8月分)	⑨	
R2.8.7	8-5		¥96,000	462,160	人件費 (7月分)	⑧	
R2.8.11	8-6		6,661	455,499	電話・FAX・ネット使用料 (R2.5.1~R2.5.31)	⑨	
R2.8.14	8-7		4,021	451,478	電気代 (R2.7.1.~R2.8.2)	⑨	
R2.8.18	8-8		4,224	447,254	ゴミ代 (7月分)	⑨	
R2.8.25	8-9		6,680	440,574	電話・FAX・ネット使用料 (R2.6.1~R2.6.30)	⑨	
月計		0	220,754				
累計		1,650,000	1,209,426	440,574			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				440,574			
R2.9.3	9-1		¥4,224	436,350	ゴミ代(8月分)	⑨	
R2.9.7	9-2		¥1,232	435,118	コピー機使用料	⑨	
R2.9.10	9-3		¥1,475	433,643	水道代(R2.6.9~R2.8.6)	⑨	
R2.9.10	9-4		¥80,800	352,843	人件費(8月分)	⑧	
R2.9.10	9-5		¥56,000	296,843	事務所・駐車場賃借料(9月分)	⑨	
R2.9.10	9-6		4,037	292,806	産経新聞代(8月分)	⑥	
R2.9.11	9-7		4,372	288,434	電気代(R2.8.3~R2.8.31)	⑨	
R2.9.25	9-8		6,568	281,866	電話・FAX・ネット使用料(R2.7.1~R2.7.31)	⑨	
R2.9.29	9-9		4,037	277,829	産経新聞代(9月分)	⑥	
月計		0	162,745				
累計		1,650,000	1,372,171	277,829			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				277,829			
R2.10.6	10-1		¥1,232	276,597	コピー機使用料	⑨	
R2.10.9	10-2		¥104,400	172,197	人件費(9月分)	⑧	
R2.10.9		¥825,000		997,197	政務活動費受け入れ		
R2.10.12	10-3		¥56,000	941,197	事務所・駐車場賃借料(10月分)	⑨	
R2.10.13	10-4		¥4,224	936,973	ゴミ代(9月分)	⑨	
R2.10.13	10-5		¥3,174	933,799	電気代(9月1日~30日)	⑨	
R2.10.26	10-6		¥6,568	927,231	電話・FAX・インターネット使用料 (8月1日~31日)	⑨	
R2.10.27	10-7		¥1,936	925,295	住宅地租利用代(9月分)	③	
R2.10.27	10-8		¥4,037	921,258	産経新聞代(10月分)	⑥	
月計		825,000	181,571				
累計		2,475,000	1,553,742	921,258			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				921,258			
R2.11.5	11-1		¥56,000	865,258	事務所・駐車場賃借料(11月分)	⑨	
R2.11.6	11-2		¥1,232	864,026	コピー機使用料(9月分)	⑨	
R2.11.6	11-3		¥4,224	859,802	ゴミ代(10月分)	⑨	
R2.11.10	11-4		¥36,800	823,002	人件費()0月分)	⑧	
R2.11.10	11-5		¥78,000	745,002	人件費()0月分)	⑧	
R2.11.10	11-6		¥2,314	742,688	水道代(令和2年8月7日~10月8日)	⑨	
R2.11.13	11-7		¥4,331	738,357	電気代(令和2年10月1日~11月1日)	⑨	
R2.11.25	11-8		¥6,568	731,789	電話代(令和2年9月1日~9月30日)	⑨	
R2.11.27	11-9		¥1,936	729,853	住宅地図利用代(10月分)	③	
R2.11.27	11-10		¥4,037	725,816	産経新聞代(11月分)	⑥	
月計		0	195,442				
累計		2,475,000	1,749,184	725,816			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				725,816			
R2.12.7	12-1		¥1,232	724,584	コピー機使用料(10月分)	⑨	
R2.12.9	12-2		¥56,000	668,584	事務所・駐車場賃借料(令和2年12月分)	⑨	
R2.12.10	12-3		¥92,400	576,184	人件費(11月分)	⑧	
R2.12.11	12-4		¥4,252	571,932	電気代(令和2年11月2日～11月30日)	⑨	
R2.12.16	12-5		¥4,224	567,708	ゴミ代(11月分)	⑨	
R2.12.22	12-6		¥56,000	511,708	事務所・駐車場賃借料(令和3年1月分)	⑨	
R2.12.25	12-7		¥6,568	505,140	電話代(令和2年10月1日～10月31日)	⑨	
R2.12.25	12-8		¥4,037	501,103	産経新聞代(12月分)	⑥	
R2.12.28	12-9		¥1,936	499,167	住宅地図利用代(11月分)	③	
月計		0	226,649				
累計		2,475,000	1,975,833	499,167			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				499,167			
R3.1.6	1-1		¥1,232	497,935	コピー機使用料(11月分)	⑨	
R3.1.8		¥825,000		1,322,935	政務活動費受け入れ		
R3.1.8	1-2		¥105,600	1,217,335	人件費(12月分)	⑧	
R3.1.12	1-3		¥2,467	1,214,868	水道代(令和2年10月9日～12月8日)	⑨	
R3.1.15	1-4		¥6,592	1,208,276	電気代(令和2年12月1日～令和3年1月3日)	⑨	
R3.1.21	1-5		¥4,224	1,204,052	ゴミ代(12月分)	⑨	
R3.1.21	1-6		¥44,176	1,159,876	コピー用紙	⑨	
R3.1.21	1-7		¥88,000	1,071,876	封筒作成・印刷代	⑦	
R3.1.27	1-8		¥1,936	1,069,940	住宅地区利用代(12月分)	③	
R3.1.29	1-9		¥56,000	1,013,940	事務所・駐車場賃借料(令和3年2月分)	⑨	
月計		825,000	310,227				
累計		3,300,000	2,286,060	1,013,940			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,013,940			
R3.2.8	2-1		¥1,232	1,012,708	コピー機使用料(12月分)	⑨	
R3.2.10	2-2		¥61,800	950,908	人件費(11月分)	⑧	
R3.2.10	2-3		¥6,568	944,340	電話代(令和2年11月1日～11月30日)	⑨	
R3.2.12	2-4		¥6,354	937,986	電気代(令和3年1月4日～令和3年1月31日)	⑨	
R3.2.16	2-5		¥4,037	933,949	産経新聞代(1月分)	⑥	
R3.2.19	2-6		¥4,224	929,725	ゴミ代(1月分)	⑨	
R3.2.25	2-7		¥6,647	923,078	電話代(令和2年12月1日～12月31日)	⑨	
R3.2.26	2-8		¥56,000	867,078	事務所・駐車場賃借料(令和3年3月分)	⑨	
R3.2.26	2-9		¥123,200	743,878	市政報告チラシ印刷代	⑦	
月計		0	270,062				
累計		3,300,000	2,556,122	743,878			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 信貴 良太

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				743,878			
R3.3.1	3-1		¥1,936	741,942	住宅地図利用代(令和3年1月分)	③	
R3.3.8	3-2		¥3,317	738,625	コピー機使用料(1月分)	⑨	
R3.3.10	3-3		¥2,390	736,235	水道代(令和2年12月9日～令和3年2月5日)	⑨	
R3.3.10	3-4		¥81,200	655,035	人件費(令和3年2月分)	⑧	
R3.3.11	3-5		¥7,347	647,688	電気代(令和3年2月1日～令和3年2月28日)	⑨	
R3.3.15	3-6		¥4,037	643,651	産経新聞代(2月分)	⑥	
R3.3.19	3-7		¥4,224	639,427	ゴミ処分費(2月分)	⑨	
R3.3.25	3-8		¥6,569	632,858	電話代(令和3年1月1日～令和3年1月31日)	⑨	
R3.3.26	3-9		¥56,000	576,858	事務所・駐車場賃借料(令和3年4月分)	⑨	
R3.3.29	3-10		¥1,936	574,922	住宅地図利用代(令和3年2月分)	③	
R3.3.30	3-11		¥4,037	570,885	産経新聞代(3月分)	⑥	
R3.3.31	3-12		¥198,720	372,165	チラシポスティング代	⑦	
R3.3.31	3-13		¥164,556	207,609	チラシメール便代	⑦	
月計		0	536,269				
累計		3,300,000	3,092,391	207,609			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称 **自由民主党・市民クラブ** 議員氏名 **信貴 良太**

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府和泉市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和元年5月1日 ~ 令和5年4月30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) _____ 時間 (週勤務時間数) _____ 時間 「※備考欄参照」	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄; 雇用理由;)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日
氏 名	██████████	██████████
現 住 所	〒██████████ 大阪府和泉市██████████	TEL ██████████
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和元年5月1日 から 令和5年4月30日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1000円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和元年 5月 1日		
雇用者	信貴 良太	██████████
被雇用者	██████████	██████████

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	17:00	06:30		
3	火	09:00	17:00	07:00		
4	水	09:00	17:00	07:00		
5	木	09:00	17:00	07:00		
6	金	09:00	17:00	07:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:00	17:00	07:00		
11	水	09:00	17:00	07:00		
12	木	09:00	17:00	07:00		
13	金	09:00	17:00	07:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:00	17:00	07:00		
17	火	09:00	17:00	07:00		
18	水	09:00	17:00	07:00		
19	木	09:00	17:00	07:00		
20	金					
21	土					
22	日					
23	月	09:00	17:00	07:00		
24	火	09:00	17:00	07:00		
25	水	09:00	17:00	07:00		
26	木	09:00	14:30	05:30		
27	金	09:00	17:00	07:00		
28	土					
29	日					
30	月	09:00	17:00	07:00		
31	火	09:00	16:00	06:00		
合計				137:00	0:00	
出勤日数				20	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:00	17:00	07:00		
2	木	09:00	17:00	07:00		
3	金	09:00	17:00	07:00		
4	土					
5	日					
6	月	09:00	17:00	07:00		
7	火	09:00	15:00	05:00		
8	水	09:00	17:00	07:00		
9	木	09:30	17:00	06:30		
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:30	17:00	06:30		
15	水	09:00	17:00	07:00		
16	木	09:00	17:00	07:00		
17	金	09:00	15:00	05:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:00	17:00	07:00		
21	火	09:00	15:00	05:00		
22	水	09:00	15:30	05:30		
23	木	09:00	17:00	07:00		
24	金	09:00	17:00	07:00		
25	土					
26	日					
27	月	10:00	17:00	06:00		
28	火	09:00	17:30	07:30		
29	水					
30	木	09:30	17:30	07:00		
合計				138:00	0:00	
出勤日数				21	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:00	17:00	07:00		
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木	09:00	17:00	07:00		
8	金	11:00	17:30	05:30		
9	土					
10	日					
11	月	09:00	17:00	07:00		
12	火	09:00	17:00	07:00		
13	水					
14	木	09:00	14:30	04:30		
15	金	09:00	17:00	07:00		
16	土					
17	日					
18	月	09:00	17:00	07:00		
19	火	09:00	17:00	07:00		
20	水	09:00	15:00	05:00		
21	木	09:00	17:00	07:00		
22	金	09:00	17:00	07:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:00	17:00	07:00		
26	火	09:00	14:00	04:00		
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					
合計				89:00	0:00	
出勤日数				14	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火	09:00	17:00	07:00		
3	水	10:00	17:00	06:00		
4	木	09:00	17:00	07:00		
5	金	09:00	13:00	04:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:00	17:00	07:00		
9	火	09:00	17:00	07:00		
10	水					
11	木	09:00	17:00	07:00		
12	金	09:00	17:00	07:00		
13	土					
14	日					
15	月	10:00	17:00	06:00		
16	火	09:00	17:00	07:00		
17	水	09:00	17:00	07:00		
18	木	09:00	16:00	06:00		
19	金	09:00	17:00	07:00		
20	土					
21	日					
22	月					
23	火	09:00	17:00	07:00		
24	水	09:00	17:00	07:00		
25	木	09:00	17:00	07:00		
26	金	09:00	17:00	07:00		
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
合計				113:00	0:00	
出勤日数				17	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金	09:00	17:00	07:00		
4	土					
5	日					
6	月	09:00	15:30	05:30		
7	火	09:00	16:00	06:00		
8	水					
9	木					
10	金	09:00	17:00	07:00		
11	土					
12	日					
13	月	09:00	17:00	07:00		
14	火	09:00	17:00	07:00		
15	水	09:00	17:00	07:00		
16	木	09:00	17:00	07:00		
17	金	09:00	15:00	05:00		
18	土					
19	日					
20	月	10:00	17:00	06:00		
21	火	09:00	17:00	07:00		
22	水	09:00	17:00	07:00		
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月	09:00	17:00	07:00		
28	火	09:00	15:00	05:00		
29	水	09:00	17:00	07:00		
30	木	09:00	17:00	07:00		
31	金	09:00	17:00	07:00		
合計				111:30	0:00	
出勤日数				17	日	



出勤簿 (2020 年 8 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	09:00	17:00	07:00		
4	火	09:00	17:00	07:00		
5	水	09:00	16:00	06:00		
6	木	09:00	17:00	07:00		
7	金	09:00	17:00	07:00		
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	09:00	15:00	05:00		
18	火	09:00	17:00	07:00		
19	水	09:00	17:00	07:00		
20	木	09:00	17:00	07:00		
21	金	09:00	16:00	06:00		
22	土					
23	日					
24	月	09:00	17:00	07:00		
25	火	09:00	17:00	07:00		
26	水					
27	木					
28	金	09:00	17:00	07:00		
29	土					
30	日					
31	月	09:00	17:00	07:00		
合計				94:00	0:00	
出勤日数				14	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	07:00		
2	水	09:00	17:00	07:00		
3	木	09:00	17:00	07:00		
4	金	09:00	15:30	05:30		
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		
8	火	09:00	16:00	06:00		
9	水	09:00	17:00	07:00		
10	木	09:00	17:00	07:00		
11	金	09:30	17:00	06:30		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		
15	火	09:00	15:00	05:00		
16	水					
17	木	09:00	17:00	07:00		
18	金	09:00	15:00	05:00		
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	09:00	17:00	07:00		
24	木	09:00	17:00	07:00		
25	金	10:00	15:30	04:30		
26	土					
27	日					
28	月	09:00	15:30	05:30		
29	火	09:00	17:00	07:00		
30	水	09:00	16:00	06:00		
合計				121:00	0:00	
出勤日数				19	日	



別紙11-4

参考様式第5号

出勤簿 (2020 年 10 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	09:00	17:00	07:00		
2	金	09:00	15:00	05:00		
3	土					
4	日					
5	月	09:00	15:00	05:00		
6	火	11:00	17:00	05:00		
7	水	09:00	17:00	07:00		
8	木	09:00	17:00	07:00		
9	金	09:30	17:00	06:30		
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木					
16	金					
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					
合計				42:30	0:00	
出勤日数				7	日	



雇用状況報告書

会派の名称 自由民主党・市民クラブ 議員氏名 信貴 良太

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年10月12日 ~ 令和4年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	35 時間 / 週 (1日7時間× 5日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 35 時間 (週勤務時間数) 35 時間 「※備考欄参照」	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由:)		
備考	政務活動以外の活動が一部含む可能性もある為、按分率は80%とする。		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日
氏 名	██████████	██████████
現 住 所	〒██████████ 大阪府堺市██████████	TEL ██████████
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和2年10月12日 から 令和4年3月31日まで	
就業場所	堺市南区野々井872-1 しぎ良太 事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び書類の作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで (12時から13時の1時間)	
休 日	土・日・祝日	
給与(賃金)	時給：1000円 交通費：500円	
給与支払	毎月31日締切り、翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和2年 10月 12日		
雇用者	信貴良太	
被雇用者	██████████	██████████

参考様式第 5 号

出 勤 簿 (2020 年 10 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月	09:00	17:00	07:00		
13	火	09:00	17:00	07:00		
14	水	13:00	17:00	04:00		
15	木	09:00	17:00	07:00		
16	金	09:00	17:00	07:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:00	17:00	07:00		
20	火	09:00	17:00	07:00		
21	水	13:00	17:00	04:00		
22	木	13:00	17:00	04:00		
23	金	09:00	17:00	07:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:00	17:00	07:00		
27	火	09:00	17:00	07:00		
28	水	13:00	17:00	04:00		
29	木	09:00	17:00	07:00		
30	金	13:00	17:00	04:00		
31	土					
合計				90:00	0:00	
出勤日数				15	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	17:00	07:00		
3	火					
4	水	13:00	17:00	04:00		
5	木	13:00	17:00	04:00		
6	金	09:00	17:00	07:00		
7	土					
8	日					
9	月	09:00	17:00	07:00		
10	火	09:00	17:00	07:00		
11	水	13:00	17:00	04:00		
12	木	13:00	17:00	04:00		
13	金	09:00	17:00	07:00		
14	土					
15	日					
16	月	13:00	17:00	04:00		
17	火	09:00	17:00	07:00		
18	水	13:00	17:00	04:00		
19	木	13:00	17:00	04:00		
20	金	09:00	17:00	07:00		
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	09:00	17:00	07:00		
25	水	13:00	17:00	04:00		
26	木	13:00	17:00	04:00		
27	金	09:00	17:00	07:00		
28	土					
29	日					
30	月	09:00	17:00	07:00		
合計				106:00	0:00	
出勤日数				19	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	07:00		
2	水	13:00	17:00	04:00		
3	木	13:00	17:00	04:00		
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:00	17:00	07:00		
8	火	09:00	17:00	07:00		
9	水	13:00	17:00	04:00		
10	木	13:00	17:00	04:00		
11	金	09:00	17:00	07:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:00	17:00	07:00		
15	火	09:00	17:00	07:00		
16	水	13:00	17:00	04:00		
17	木	13:00	17:00	04:00		
18	金	09:00	17:00	07:00		
19	土					
20	日					
21	月	09:00	17:00	07:00		
22	火	09:00	17:00	07:00		
23	水	13:00	17:00	04:00		
24	木	13:00	17:00	04:00		
25	金	09:00	17:00	07:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:00	17:00	07:00		
29	火	09:00	22:00	08:00	04:00	
30	水					
31	木					
合計				117:00	4:00	
出勤日数				20	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	09:00	17:00	07:00		
5	火	09:00	17:00	07:00		
6	水	13:00	17:00	04:00		
7	木	13:00	17:00	04:00		
8	金	09:00	18:00	08:00		
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木	13:00	17:00	04:00		
22	金					
23	土					
24	日					
25	月	13:00	19:00	06:00		
26	火	09:00	20:00	08:00	02:00	
27	水	13:00	19:00	06:00		
28	木	13:00	19:00	06:00		
29	金	09:00	19:00	08:00	01:00	
30	土					
31	日					
合計				68:00	3:00	
出勤日数				11	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火	09:00	18:00	08:00		
3	水	13:00	17:00	04:00		
4	木	13:00	17:00	04:00		
5	金	09:00	17:30	07:30		
6	土					
7	日					
8	月	09:00	17:00	07:00		
9	火					
10	水	13:00	18:00	05:00		
11	木			00:00		
12	金	09:00	17:00	07:00		
13	土					
14	日					
15	月	09:00	17:00	07:00		
16	火	13:00	17:00	04:00		
17	水	13:00	17:00	04:00		
18	木	09:00	17:00	07:00		
19	金	09:00	17:00	07:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	17:00	07:00		
23	火					
24	水	13:00	17:00	04:00		
25	木	13:00	17:00	04:00		
26	金	09:00	17:00	07:00		
27	土					
28	日					
合計				93:30	0:00	
出勤日数				16	日	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

信貴 良太

管理責任者 (議員名)	信貴 良太		
事務所名	しぎ 良太事務所		
所在地	〒590-0155 堺市南区野々井872-1 TEL 072 (284) 2000		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	約 33.00 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 33.00 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット・コピーリース・事務用品など)・・・80%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	駐車場賃借料は家賃に含む その他の活動が全くなしとも言いきれないため按分率は80%にする。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

貸貸人 を甲とし、賃借人 借賃 良太 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標 記

(I) 賃貸借の目的物

所 在 地	大阪府堺市南区野々井872-1		
住 居 表 示	同 上		
家 屋 番 号	872-1	建物種類	
建 物 名 称		住戸番号	
構 造	軽鋼鉄骨造 スレート葺 平屋建連棟ガレージの一部		
	(共同建 一戸建 長屋建 その他)		
床 面 積	約33.00㎡ (約10坪)		
施 工 仕 様	内外装仕様現状渡し。但し、給排水下水及びトイレ改修は甲の負担。		
付 属 設 備	給排水設備・空調設備・蛍光灯照明・換気扇・トイレ		
付 属 施 設	隣接地に普通乗用車4台・軽自動車1台の駐車場。		
付 記 事 項			

*記入例→施工仕様……内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工等

付属設備……給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、○○○機械設備一式等

付属施設……駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園等

建物賃貸借契約書（事業用）

(I)

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成27年 6月 1日より	1年	月間とする
終期	平成28年 5月 31日まで		

(3) 賃料、共益費

金額	支払い方法	振込による場合
賃料 月額 70,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 預金 普通・当座 口座番号 宛先名義人 刀別ナ
共益費 月額 円		

(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 千 [] 氏名 [] 氏名 [] 氏名 [] 氏名 []
管理人 (社名・代表者)	住所 千 [] 氏名 [] 氏名 [] 氏名 []

(6) 入居者

氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位、(代表者、所長、管理責任者、社員等)
信貴 良太	堺市市議会議員	本人
事務員		1名
家族又は従業員、社員など 本件建物内入居者 (多人裏の場合 その他従業員 〇〇名等記入) 合計 (2) 人		

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所 大府市 []	氏名 []	年齢 []
		職業 []	借主との関係 []

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
 2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。
 2 特別な事由が生じなく、解約の意思がない場合は、更新の手続きをしなくても自動的に本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
 2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
 3 乙は、翌月の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込により支払うものとする。

ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算する。

5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞り、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、同時に同等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならぬ。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならぬ。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新增または模様替え
- (2) 電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等
- (3) 本物件の外壁 (出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む) での商号、商標、その他の表示

2 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2 本物件内の壁・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3 厨房設備、トイレ、冷暖房器具、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備

(4)

等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならぬ。

5 乙は、本物件および附随設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならぬ。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならず、また、乙の営業活動にかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

(許可が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならぬ。

- (1) 大型金庫、大型倉庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第5条 (本物件内の造作等) または第6条 (設備・造作等の変更) に該当する行為をしようとするとき

(5)

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育すること

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させまたは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 前三項の場合、乙は甲の指置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第3条の賃料等の支払義務
- (2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的に違反したとき

(6)

(2) 第11条 (許可が必要な事項) のいずれか一に違反したとき

(3) 第12条 (禁止事項) のいずれか一に違反したとき

(4) 第13条 (第三者同居の禁止) の規定に違反したとき

(5) 反社会的集団 (暴力団、過激な集団等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき

(6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 个月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等各名の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、滞滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

(7)

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑 則)

第20条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消 費 税)

第21条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの5%相当額を負担するものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に簿記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第22条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

甲 (貸貸人) 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (TEL) [REDACTED]

乙 (賃借人) 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 借 貴 良 太 (TEL) [REDACTED]

連帯保証人 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (TEL) [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府 知事 (7) 第 33133 号
事務所所在地 大阪府堺市西区上 5-2-9 番地
商号 (名称) 株式会社 セイコー不動産
代表者氏名 代表取締役 田中 亮子
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 [REDACTED] 号
氏名 [REDACTED]

媒介業者

シェアオフィスお申込みの内容(控)

IN1100011411412687

★お客様がお申込みになる会社名
 貸與人(乙)
 シェアオフィス株式会社
 〒45-8522 大新市阿倍野区島部2番22号

① 申込書(控(お借機用))
 申込年月日 平成
 左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、
 その解約金をきめた契約として了承しています。

1 新規 2 機種変更 3 増設
 機種変更の場合、旧契約番号
 別

住所フリガナ
 7090-0114
 堺市南区野々井872-1
 社名フリガナ
 しぎ良太事務所
 代表者フリガナ
 信貴良太
 役職
 代表取締役
 法人フリガナ
 明大恵平
 設立年月
 業種
 個人事業主(男・女)
 代表者フリガナ
 信貴良太
 住所フリガナ
 堺市
 性別
 男
 生年月日
 平成
 年齢
 居住年数
 居住区
 家族構成
 有・無
 同居の家族
 人数
 年収
 万円

商品名	メーカー名	機種名	台数
1 椅子-複合機	エプソン	SC300	1
2			
3			
4			
5			
6			

(賃借人住所と異なる場合) 所在地フリガナ
 物件設置場所

リース期間
 予定日 平成 27 年 5 月 27 日
 リース開始日 平成 27 年 5 月 27 日
 リース終了日 平成 28 年 5 月 27 日
 リース期間 60ヶ月

リース契約日・リース期間は後日通知致します
 「リース料お支払前払金」にてご通知申し上げます。
 「リース料お支払前払金」の3日前までに
 「口座振替」の場合、必ずお支払日に入金してください。
 「現金」の場合、必ずお支払日に入金してください。
 「口座振替」の場合、必ずお支払日に入金してください。
 「現金」の場合、必ずお支払日に入金してください。

お名前 一住所
 性別 男
 姓 大恵平
 名 明
 生年月日 平成 27 年 5 月 27 日
 年齢 1 歳
 居住年数 年
 居住区 堺市
 家族構成 有
 同居の家族 1 人
 年収 万円

月	リース料	消費税等	合計
1	1500	190	1690
2	1500	190	1690
3	1500	190	1690
合計	4500	570	5070

再リース料(年額) 年間リース料×1/10相当額
 ※再リース料は再リース開始日のお支払日より、所定の消費税率が
 付加されます。(リース終了日の翌日から再リース開始となりず)

お名前 一住所
 性別 男
 姓 大恵平
 名 明
 生年月日 平成 27 年 5 月 27 日
 年齢 1 歳
 居住年数 年
 居住区 堺市
 家族構成 有
 同居の家族 1 人
 年収 万円

代理受領 期間	回数	月	日	年	円
第1回目	平成	27	5	27	1690
最終回	平成	28	5	27	1690
保守料					
消費税等					
合計					

保守料 代理受領明細
 第1回目 平成 27 年 5 月 27 日
 最終回 平成 28 年 5 月 27 日
 保守料
 消費税等
 合計

お名前 一住所
 性別 男
 姓 大恵平
 名 明
 生年月日 平成 27 年 5 月 27 日
 年齢 1 歳
 居住年数 年
 居住区 堺市
 家族構成 有
 同居の家族 1 人
 年収 万円

保守会社 (保守についてのお問合せ先)
 保守会社 深井北町3275番
 株式会社 阪南ビジネス
 TEL 072-277-0855

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

お名前 一住所
 性別 男
 姓 大恵平
 名 明
 生年月日 平成 27 年 5 月 27 日
 年齢 1 歳
 居住年数 年
 居住区 堺市
 家族構成 有
 同居の家族 1 人
 年収 万円

お名前 一住所
 性別 男
 姓 大恵平
 名 明
 生年月日 平成 27 年 5 月 27 日
 年齢 1 歳
 居住年数 年
 居住区 堺市
 家族構成 有
 同居の家族 1 人
 年収 万円



<法人新規用>

ゼットタウン
【ZNET TOWN】利用申込書

株式会社ゼンリン 御中

裏面記載の【ZNET TOWN利用約款】の内容に合意のうえ、
同約款第4条第1項に基づき下記の通り申し込みます。

申込日: 2020年5月25日

契約No.: [REDACTED]

住所: 大阪府堺市南区野々井872-1
名称: 信貴良太事務所
役職: 代表
氏名: 信貴良太

<記>

- 1. 利用範囲/利用目的
信貴良太事務所 において 場所確認等 の業務用途に利用します。
- 2. 利用期間
2020年6月 1日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに貴社又は当社から相手方に対し
別段の意思表示がない限り、同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3. 同時利用者数: 1
- 4. 利用地区: 大阪府堺市南区

5. オプションサービス

【※基本サービスの付加機能。利用を申し込むサービスの にチェック()を入れて下さい。】

	名称	内容
有償	<input type="checkbox"/> 電話番号検索全件版(法人・個人)	電話番号による検索が出来る機能です。
	<input type="checkbox"/> 電話番号検索法人版	
	<input type="checkbox"/> 複製許諾証PDF出力	「複製許諾証付き地図」が出力できる機能です。
無償	<input type="checkbox"/> IP(Internet Protocol)制限機能	サービスへの接続を、指定されたIPアドレスで制限します。
	<input type="checkbox"/> SSL(Secure Socket Layer)設定なし	SSL(暗号化)設定なしを選択した場合、ログイン時の認証以外は暗号化されません。
	<input type="checkbox"/> 初期地図画面設定機能	起動時毎に、設定した場所を表示します。
	強制タイムアウト設定	分 ログイン後、操作中であっても強制でログアウトされるまでの時間を設定します。 ※指定がない場合、30分の設定となります。
	自動タイムアウト設定	分 直前の操作から全く操作がなかった場合の、自動でログアウトされる時間を設定します。 ※指定がない場合、5分の設定となります。

6. 利用料金(税別) 【※該当する料金体系の にチェック()を入れて下さい。】

料金体系/項目	<input checked="" type="checkbox"/> 定額制	パケット制(<input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B)	<input type="checkbox"/> 従量制
(1)初期料	金 2,200 円	金 円	金 円
(2)月額基本利用料	金 2,200 円	金 円	金 円(※1)
(3)パケット時間(※2)	—	時間 分/月	—
(4)超過単価(※3)又は従量単価	—	金 円/分	金 円/分
(5)電話番号検索料	(2)に含まれます。	(2)に含まれます。	—
(6)複製許諾証PDF出力料	金 円/回	金 円/回	金 円/回

※1 月あたり 時間 分までの無料閲覧分を含みます。なお、当月の閲覧時間が 時間 分に満たない場合でも、翌月への繰越は行われぬものとします。また、当月の総閲覧時間は、1分未満を切り捨て分単位で計算します。
 ※2 "パケット時間"とは、月額基本利用料に含まれる閲覧時間の上限をいいます。なお、当月の閲覧時間がパケット時間に満たない場合でも、翌月への繰越は行われぬものとします。また、当月の総閲覧時間は、1分未満を切り捨て分単位で計算します。
 ※3 "超過単価"とは、パケット時間の上限を超える閲覧があった場合に、別途課金される閲覧1分あたりの単価をいいます。
 なお、当月の総閲覧時間は、1分未満を切り捨て分単位で計算します。

7. 支払条件 【※該当する支払条件の にチェック()を入れて下さい。】

支払条件/項目	口座振替(※)	その他
初期料	<input checked="" type="checkbox"/>	()
月額基本利用料	<input checked="" type="checkbox"/>	()
利用料(超過又は従量分)	<input checked="" type="checkbox"/>	()

※"口座振替"の場合、指定の「預金口座振替依頼書」に記入した口座から、毎月27日(月額基本利用料:前月分、利用料(超過又は従量分:前々月分)に振替となります。

8. 主任担当者

部署/氏名: 信貴 良太 TEL: 072 - 284 - 2000 e-mail: [REDACTED]

9. その他特記事項

貴社から当社に対しID等を交付した日から本サービス利用期間開始日の前日までには検証期間とします。



<法人新規用> **ゼットタウン** **[ZNET TOWN]利用確認書**

確認日: 2020年5月26日

信貴良太事務所 御中

契約No.:

2020年5月25日付「[ZNET TOWN]利用申込書」に
対し、以下の通り承諾します。

住所: 大阪市西区川口3-3-9
名称: 株式会社ゼットタウン 大阪営業所
役職: 営業所長
氏名: 田中 邦彦



<記>

1. 利用範囲/利用目的
信貴良太事務所 において 場所随認等 の業務用途に利用します。
2. 利用期間
2020年6月 1日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに貴社又は当社から相手方に対し
別段の意思表示がない限り、同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 同時利用者数 1
4. 利用地区: 大阪府堺市南区

5. オプションサービス

[※基本サービスの付加機能。利用を申し込むサービスの にチェック()を入れて下さい。]

	名称	内容
有償	<input type="checkbox"/> 電話番号検索全件版(法人・個人)	電話番号による検索が出来る機能です。
	<input type="checkbox"/> 電話番号検索法人版	
	<input type="checkbox"/> 複製許諾証PDF出力	「複製許諾証付き地図」が出力できる機能です。
無償	<input type="checkbox"/> IP(Internet Protocol)制限機能	サービスへの接続を、指定されたIPアドレスで制限します。
	<input type="checkbox"/> SSL(Secure Socket Layer)設定なし	SSL(暗号化)設定なしを選択した場合、ログイン時の認証以外は暗号化されません。
	<input type="checkbox"/> 初期地図画面設定機能	起動時毎に、設定した場所を表示します。
	強制タイムアウト設定	ログイン後、操作中であっても強制でログアウトされるまでの時間を設定します。※指定がない場合、30分の設定となります。
	自動タイムアウト設定	直前の操作から全く操作がなかった場合の、自動でログアウトされる時間を設定します。※指定がない場合、5分の設定となります。

6. 利用料金(税別) [※該当する料金体系の にチェック()を入れて下さい。]

料金体系/項目	<input checked="" type="checkbox"/> 定額制	バック制(<input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B)	<input type="checkbox"/> 従量制
(1)初期料	金 2,200 円	金 円	金 円
(2)月額基本利用料	金 2,200 円	金 円	金 円(※1)
(3)バック時間(※2)	—	時間 分/月	—
(4)超過単価(※3)又は従量単価	—	金 円/分	金 円/分
(5)電話番号検索料	(2)に含まれます。	(2)に含まれます。	—
(6)複製許諾証PDF出力料	金 円/回	金 円/回	金 円/回

※1 月あたり 時間 分までの無料閲覧分を含みます。なお、当月の閲覧時間が 時間 分に満たない場合でも、翌月への繰越は行われぬものとします。また、当月の総閲覧時間は、1分未満を切り捨て分単位で計算します。
 ※2 "バック時間"とは、月額基本利用料に含まれる閲覧時間の上限をいいます。なお、当月の閲覧時間がバック時間に満たない場合でも、翌月への繰越は行われぬものとします。また、当月の総閲覧時間は、1分未満を切り捨て分単位で計算します。
 ※3 "超過単価"とは、バック時間の上限を超える閲覧があった場合に、別途課金される閲覧1分あたりの単価をいいます。なお、当月の総閲覧時間は、1分未満を切り捨て分単位で計算します。

7. 支払条件 [※該当する支払条件の にチェック()を入れて下さい。]

支払条件/項目	口座振替(※)	その他
初期料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
月額基本利用料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()
利用料(超過又は従量分)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ()

※"口座振替"の場合、指定の「預金口座振替依頼書」に記入した口座から、毎月27日(月額基本利用料:前月分、利用料(超過又は従量分:前々月分)に振替となります。

8. 主任担当者

部署/氏名: 信貴 良太 TEL: 072 - 284 - 2000 e-mail: [Redacted]

9. その他特記事項

当社から貴社に対しID等を交付した日から本サービス利用期間開始日の前日までには検証期間とします。